

研究ノート

イングランド・ウェールズにおける

「刑事弁護サービス」創設の行方

岡田悦典

- 一 はじめに
- 二 刑事弁護サービスの概要
 - 1 概要
 - 2 契約
 - 3 専門・高額事件への刑事法律扶助
 - 4 弁護費用償還命令
- 三 パブリック・ディフェンダー制度の特徴
 - 1 概要
 - 2 具体的な運営状況
 - 3 パブリック・ディフェンダー・サービス創設の意味
- 四 おわりに

一 はじめに

刑事手続における刑事弁護制度の充実は、被疑者・被告人の権利を保障する上で、重要な課題の一つと位置づけられる。

そこでこの問題関心から、これまでに弁護士依頼権の本質やその権利保障のための制度的仕組みのあり方を、日・英・米の三カ国の法制度を比較することによって研究し、その成果を公表してきた。⁽¹⁾ 本稿は、この研究テーマの延長線上にある。具体的には、イングランド・ウェールズにおいて取り組まれた刑事法律扶助制度改革の最近の動きに触れ、パブリック・ディフェンダー制度の創設の意義と特徴、問題点を考察することを目的とする。

これまでにパブリック・ディフェンダー制度を検討テーマの一つとして取り上げ、その研究の一環としてイングランド・ウェールズのパブリック・ディフェンダー制度創設をめぐる議論の変遷を分析してきた。その検討から明らかにされたように、イングランド・ウェールズでは、同制度の創設には否定的な意見が多数を占め、創設には至らなかったという経緯がある。⁽²⁾ ところが、近年の刑事法律扶助改革により、パブリック・ディフェンダー制度が創設された。そこで、その最近の動きに改めて注目していたことが、本稿執筆の直接の目的である。

もつとも、すでに具体的に研究されている部分もある。⁽³⁾ そこで、ここではさしあたり、パブリック・ディフェンダー制度導入後の刑事法律扶助に関する動向について紹介し、あわせて、イングランド・ウェールズにおける制度導入の意味や具体的な制度の特徴を分析することとした。⁽⁴⁾

二 刑事弁護サービスの概要

1 概要

イングランド・ウェールズでは、一九九八年の白書にて新しい制度の骨格が示されたのを期に、一九九九年司法へのアクセス法 (Access to Justice Act 1999, c.22) が成立した。⁽⁶⁾ その結果、従来の刑事法律扶助制度は大きく様変わりした。まず、二〇〇一年四月に、リーガル・サービス委員会 (Legal Service Commission) の下に刑事弁護サービス (Criminal Defence Service

以下CDSとする)が創設され、この機関のもとに、刑事事件に関する法律扶助が運営されることとなった。これは、刑事法律扶助の改革だけではなく、民事・刑事を問わず法律扶助制度全体の改革の一環として行われた。⁽⁷⁾ また、このことによつて、単に運営機関が変わつたということだけではなく、その具体的な制度のあり方も変化した。

CDSの主な目的は、次の通りである。逮捕段階から被疑者・被告人がソリシターと相談する権利を保障することであり、特に、ヨーロッパ人権条約六条三項Cに基づく弁護人の援助を受ける権利を保障すること、刑事手続の各段階で公正な手続を保障すること、武器対等の原則を保障することである。このように、被疑者・被告人の権利を保障することに、その目的がある。さらには、被疑者・被告人の利益を擁護し、被疑者・被告人の信頼を維持しつつ、被疑者・被告人が効果的に手続に参加することを促進させようとするのが、目的である。したがつて、CDS創設の目的は、わが国の憲法で保障されるような弁護人依頼権を、具体化することにある。

それゆえ、CDSには以下の責任がある。すなわち、CDSの提供するサービスに個々人がアクセスできるように制度を整備すること、サービスの質を維持・改善していくこと、予算について適切に運営していくこと、それらによつて、刑事司法制度の運営に貢献していくことである。また、CDSの主な役割は、次の通りである。第一に、警察段階及び治安判事裁判所 (magistrates' court) の段階で、刑事弁護サービスを提供する。その際には、個人ソリシター事務所とそのサービスを行うための契約 (contract) をする。第二に、警察署段階、治安判事裁判所段階の当番弁護士制度 (Duty Solicitor Scheme) を全国的に作り、運営する。第三に、高額事件の弁護サービスを提供し、そのために、ソリシター事務所と契約する。第四に、パブリック・ディフェンダー・サービス (Public Defender Service) を通して、直接、弁護サービスを提供する。

具体的にCDSが法律扶助としてカバーするサービスの対象は、① 刑事に関連する事項を助言・援助する (Advice and Assistance) こと、② 裁判所における助言・代理をする (Advocacy Assistance) こと、③ 犯罪について代理する (Representation for criminal offence) こと、の三種類である。これらについては、そのサービスが法律扶助によつて担保されることになる。①はソリシターによる一般的な助言・援助であり、法廷における代理をカバーしない。②は、主に、ソリシターが事

件を準備することや、裁判所（治安判事裁判所ないしは刑事法院〔crown court〕）の一定の手続において初回の代理をする場合に、その費用をカバーする。③は、犯罪で告発（charge）される、または召喚される場合に、その代理についてカバーするものである。したがって、法廷に行く前にソリシターが弁護を準備し、法廷で代理する費用をカバーする。それゆえ、治安判事裁判所におけるソリシターの代理費用が、これに含まれる。バリスターが必要なとき、特に刑事法院で審理されるときには、その代理もカバーされる。評決に対する上訴に関する助言、治安判事裁判所・刑事法院の量刑に対する上訴に関する助言、あるいは控訴院の判断に対する上訴に関する助言なども、ここに含まれる。⁸⁾また、当番弁護士制度については、警察署段階と治安判事裁判所の段階で、無料で利用できることは従来通りである。しかしその運営は、リーガル・サービス委員会に委ねられることとなった。したがって、CDSは、警察署段階と裁判所段階の当番弁護士制度も運営する。現在では、依頼者（被疑者・被告人）から十分にアクセスできる当番弁護士制度の体制を全国規模に整備することが課題である。特に、地方の中には、十分にその体制を準備できていない地域もあることが問題とされており、担当するソリシターを確保することが難しいという問題もある。

CDSの創設により、これまでの刑事法律扶助制度と大きく異なる制度が成立した。第一に、これまでの個人事務所として実践しているソリシター事務所が政府と契約を結び、法律扶助を対象とする刑事弁護サービスを行うことである。第二に、これらの事務所は、良質の弁護を提供すべく、その水準を満たすことが要求されるようになった。したがって、その要求を満たしているかどうか、すなわち契約に違反するかどうかという審査を、ソリシター事務所は受けることになった。第三に、刑事弁護サービスを専門的に行うパブリック・デイフェンダーをリーガル・サービス委員会が雇用できるようになったことである（パブリック・デイフェンダーについては、次章にて検討することとする）。

2 契約

法律扶助に基づく助言・援助あるいは代理が、ソリシターの契約に基づくものとなった理由は、サービスの質を確保しようとするためである。しかしその反面、そのことによるデメリットも生じている。すなわち、そのような契約を行うソリシター事務所が、従来よりも少なくなつたということである。現実にも、今後の刑事実務を担うソリシター事務所が少なくなることが懸念される現象がある。実際に、契約事務所は、従来の法律扶助の範囲で活躍していた事務所よりも少なくなつている。契約を受けた事務所は、リーガル・サービス委員会の二〇〇二—〇三年度報告書によれば、約二九〇〇である。⁽⁹⁾ C D S の担当者のインタビュによると、従前はその三倍弱ほどの事務所が刑事法律扶助に携わっていたという。したがって、法律扶助に基づく活動を行う事務所の数が少なくなつたという負の側面があることは、否定できないであろう。また、今回の C D S 創設に伴い、契約の申請を差し控えた事務所が多数あるということも、このことから推測されるのである。一方で、イングランド・ウェールズでも多くの事務所は商事事件を扱う傾向にある。したがって、刑事法律扶助の契約を結ぶ事務所の数が増加するという見込みは少ないであろう。今後、契約数が増えるという希望的な観測をすることも、適切ではない。

もう一つは、契約ということによって、依頼者（被疑者・被告人）のソリシターを選択する幅が、理論的に限定されてしまうことである。例えば、ある被告人が実際に知りあいのソリシターから助言を得たいと考え、そのサービスに法律扶助が適用されるように希望したとしよう。しかし、そのソリシターが C D S と刑事弁護サービスについて契約していないとすれば、依頼者（被疑者・被告人）は、希望のソリシターを選択できないことになる。選択権の問題は、日本ではほとんど議論の対象とされていない。しかし、イングランド・ウェールズでは、重大なテーマの一つとなつている。⁽¹⁰⁾ もつとも、前述の通り、その選択が大幅に制限される程度まで、限られたソリシターしか契約を行っているわけではないという実情もある。

具体的な契約の目的や手続は詳細に定められ、その膨大な文書が公表されている。⁽¹¹⁾このような改革には、従前からの法律扶助費用を抑えるという側面があるとともに、すでに指摘したように、質の高いサービスを提供するということが、その目的とされている。しかしこれに加えて、最近では、新しいソリシターを確保することや、大都市部以外の地域の要求に応えるという課題も浮上している。なお、契約は三年であり、二〇〇四年には再審査がある。現在のところ、事務所側の落ち度で契約が取り消されたという報告は、これまで公に問題とされたことはない。また、契約に基づく場合は、CDSは個々の事件の請求と一致する額を月ごとに事務所を支払っている。なお、これらの契約はソリシターが対象であつて、バリスターはこの対象ではないということには、注意しなければならない。

3 専門・高額事件への刑事法律扶助

重要な改革としては、一定の複雑な事件については特別の枠組みを設けたことがある。すなわち、刑事事件に関する高額事件部 (Criminal High Cost Cases Unit、以下CHCCUとする) を設け、高額事件 (Very High Cost Cases、以下VHCCとする) について、別の制度的枠組みが設置された。VHCCとは、公判が二六日以上か、出費及び弁護の費用が一五万ポンド以上になる可能性がある事件のことである。このような事件の場合には、事務所がCHCCUに通知して、CHCCUが審査をし、VHCCについて契約するかを判断する。二〇〇二—〇三年度の実績では、八六件について契約が結ばれ、二七件が終了した。総額は、一四〇〇万ポンドであつた。⁽¹²⁾

その中でも、重大詐欺の高額事件 (Very High Cost Fraud cases) については、特別詐欺パネル (Specialist Fraud Panel、以下SFPとする) が設立された。したがつて、このパネルに事務所が申請して、その質的基準を満たすことがなければ、このパネルに参加することができない。それゆえ、もしそのような依頼者 (被疑者・被告人) から依頼があつたとしても、事務所がパネルに参加していなければ、その依頼者 (被疑者・被告人) は扶助を受けられない。したがつてそのような場合に

は、事務所の方が、申請にパスした別の事務所を紹介しなければならぬことになる。このSFPのメンバーは、二〇〇三年秋の段階では約一一〇である⁽¹³⁾。

4 弁護費用償還命令

刑事事件の代理を許可する責任は裁判所にある。この点で、法律扶助を受ける適格性について、従来は、被疑者・被告人は資力要件 (means test) と司法の利益要件 (interest of justice) とを通ることが要求された。しかし、資力要件については複雑で、裁判所によって基準も異なっているといったことが批判され、被告人が書類を提出する間に時間もかかるという問題も抱えていた。そこで、資力要件は廃止され、司法の利益に基づいて判断されることとなった。

そして費用の点では、弁護費用償還命令 (Recovery of Defence Costs Orders) の制度が、一九九九年司法へのアクセス法一七条に基づいて、新しく導入された⁽¹⁴⁾。この制度は、裁判所の刑事手続に出廷した者に対して、公的に支払われた弁護費用を償還するための制度である。これまでの、被告人から後に払ってもらう負担金 (contribution) の総額は、制度を運用していく費用としては十分ではなかった。そこで、刑事公判の代理に関する資力要件が廃止されるとともに、費用を支払うことができそうな限られた被告人層に、費用償還の的を絞った制度が充足したのである。

この新しい制度のもとで、裁判官は、裁判の最後に、費用償還命令を出すのが合理的かどうか判断することとなる。もちろん、この命令が刑罰として使用されてはならない。制度は、治安判事裁判所に出廷した者や、刑事法院に量刑について付託された (commitals for sentence) 者、刑事法院に量刑について上訴している (appeals against sentence) 者には適用されない。有罪判決を受けたかどうかにはかわらないが、無罪判決を受けた者に対して、命令が出されることは例外的である。この命令を出すかどうかは、提出書類に基づきCDSの特別調査部 (Special Investigations Unit、以下SIUとする) によって調査・作成された報告書を、裁判官が検討した後に、判断することがある。SIUは、裁判所が被告人の弁護費用の支払能

力を判断するために、その援助を行う部局である。二〇〇二—〇三年度には、S I Uは五三七件について、十分な調査の結果、裁判所に報告書を提出し、裁判所は四〇一の命令を出している。その価格は、全体で、七六三万八〇〇ポンドであり、この中の三九件は、S I Uの報告に基づくものであったと報告されている。⁽¹⁵⁾

三 パブリック・デイフェンダー制度の特徴

1 概要

パブリック・デイフェンダー・サービスの創設に当たっては、その特徴を、いくつか指摘することができる。主な内容は、次の通りである。

第一に、パブリック・デイフェンダーとCDSに基づく契約弁護士とのどちらを選択するのが、依頼者（被疑者・被告人）⁽¹⁶⁾によって判断される。これは、すでにスコットランドのエジンバラで設立されたパブリック・デイフェンス・ソリシター事務所とは異なる点である。そして、イングランド・ウェールズのパブリック・デイフェンダー制度の中で、最も強調される第一の特徴である。

第二に、パブリック・デイフェンダーには、一九九九年司法へのアクセス法によって要請された行動規範（Code of Conduct）⁽¹⁷⁾が適用される。この規範は、大法官（Lord Chancellor）と議会の承認によって成立したものである。規範は、次のことをその内容としている。① 依頼者（被疑者・被告人）の利益を保護する義務、② 公正に行動し、差別化を排除する義務、③ 秘密保持義務、④ 裁判所に対する義務、⑤ 利益相反を回避する義務、⑥ 金品などを提供したり、受け入れたりしない義務、⑦ 法曹界との関係に関する規範、⑧ 法的代理の変更に関する規範、⑨ 法的代理の辞任に関する規範、⑩ 公共の利益に関する開示の規範、⑪ 過度の事件負担に関する規範、⑫ 行為の基準に関する規範、⑬ 不服申立てに関する規範

といった内容が組み込まれている。もともとその内容は、概括的な指針であるといつてよいであろう。

第三に、個々のデイフェンダーには独立性が保障されているが、最低限としてのサービス水準を満たすことが契約弁護士と同様に要求され、その質の保持に努めることが要求される。そして、警察段階から刑事法院に至るまでの手続で、個人ソリシターと同様に、依頼者（被疑者・被告人）を助言・援助、代理することが認められる。給与は、その地方の事務所と比較して、人材を獲得できるような十分なものとされなければならない。また、パブリック・デイフェンダー事務所の所長は、事務所を運営する責任者であるが、CDSディレクターに事務所のサービスについて報告する義務が課されている。

第四に、パブリック・デイフェンダー・サービスについて、具体的な調査が行われる。すでに、その調査方法については公表されている。具体的な調査結果については、現段階（二〇〇三年一月）では明らかにはされていないが、パブリック・デイフェンダー制度を考える上で、これまでに指摘されてきた制度上の問題点が考察される予定となっている。すなわち、その調査の内容は、費用効果の分析、サービスの質の分析、パブリック・デイフェンダー事務所が依頼者（被疑者・被告人）にとって魅力的かどうか、依頼者（被疑者・被告人）は満足しているのかという問題についての分析、必要不可欠と思われるパブリック・デイフェンダーとしての職業上の考え方・行動の独立性に関する情報の収集、有効かつ責任のある運営体制の調査、事務所が設置された地域へのその事務所の影響に関する分析を行うことであるとしている。そして、具体的に政府が将来的にパブリック・デイフェンダー・サービスを行っていくべきかどうか判断するための支援をすること、パブリック・デイフェンダー事務所の将来的モデルを勧告することを、その調査内容としているのである。⁽¹⁸⁾

- ① 独立性、良質の弁護サービス、資金に見合った価値のある弁護サービスを公衆に提供する。⁽¹⁹⁾
- ② 全国的に、そして地域的にも、弁護サービスの提供に値する模範例を提供する。
- ③ 個人契約事務所の契約体制の遂行を改善するために、利用可能となる情報を提供する。
- ④ 刑事弁護人が直面する問題を、各方面に理解してもらいように提起する。

- ⑤ 弁護が十分ではない地域に良質な弁護を提供すべく、その選択肢を提供する。
 - ⑥ 弁護サービスを質の高いものとして提供するために、人材を発掘して、研修を行う。
 - ⑦ 個人事務所と事件を分担するとともに、刑事弁護サービス全体の改善を支援するようにする。
- 以上であるが、これを受けて、最近では、より一層の質の高いサービスの提供と、何よりもサービスを担う人材の育成が、制度の発展のために望まれている。

2 具体的な運営状況

以上のような特徴をもつパブリック・デイフェンダー事務所は、各地に配置された。具体的には、Liverpool、Birmingham、Cheltenham、Swansea、Middlesbrough、Pontypridd (branch) で設置された。その後、二〇〇三年二月には、Liverpool 支部 (Branch) として Chester に、Middlesbrough 支部として Darlington に、それぞれ事務所が開設された。これを見ると、大都市部もあれば、Swansea のように大都市から離れた地域に設立されているものもあることが分かる。この設置には、具体的な地域の事情が考慮されたわけである。しかし、設置の過程で最も強調される点は、依頼者 (被疑者・被告人) の要求の程度と、質の高いパブリック・デイフェンダー事務所を設立することであり、よい人材をいかに獲得するかも、考慮の対象であった。したがって、単なる地域的な問題や、需要と供給のバランスの問題だけではないことも、注意を要するであろう。しかし、地方にパブリック・デイフェンダー事務所を設立することには、かなりの関心が向けられている。チェルトナムが五番目の事務所として設立されたという経緯も、このことによる。また、Pontypridd も Swansea に近い地域にあるが、地方に設立するという関心の表れである。

このようにして設立された事務所には、二四時間、一週間七日というサービスを行うことが目標として掲げられた。しかし、これらの事務所は小規模の事務所である。当初、それぞれの事務所には、事務所の所長 (ソリシター) が一名いる他

事務所	2002-03年度の終了まで1カ月につき新しく受任 (open) した事件数		1年間総計 (2002-03年度)	2002-03年度につき新しく受任 (open) した事件数	
	目標	結果		目標	結果
Birmingham	60	42	275	550	512
Cheltenham	60	61		600	668
Liverpool	75	70	482	800	781
Chester	30	9		150	12
Middlesbrough	70	78	327	600	715
Darlington	15	14		40	27
Swansea	65	62	626	750	749
Pontypridd	40	58		250	384
総計			1,710		3,849

(Legal Services Commission, *Public Defender Service Annual Report 2002/03*, p.17 より引用。一部省略したところがある。なお、1年間総計が空欄となっているのは、その事務所がその年度中に開設されたためである。)

に、ソリシターが一〜三名、警察署における認定代理人 (accredited police station representative) が〇〜三名、その他に、事務所を運営していく人材がいるという体制である。⁽²⁰⁾

パブリック・デイフェンダー事務所の運営については、すでに膨大な量のマニュアルが作成されている。⁽²¹⁾当初は、事務所の認知度も低いゆえに、パブリック・デイフェンダーに依頼する者がどの程度になるのかが問われていた。実際に、パブリック・デイフェンダーへの依頼が少なければ、そのことによりパブリック・デイフェンダーの存立理由が問われることにもなる。二〇〇二〇〜三年度の報告書によれば、どの事務所も、平均して一週間に一〇〜一五件の事件を受任している。この数は、前年度よりも増加しており、一年間には、Birmingham で二七五件、Liverpool で四八二件、Middlesbrough で三二七件、Swansea で六二六件となっている。また、同報告書によれば、Chester と Darlington を除く各事務所は、二〇〇二〜三年度に、一週間に一〇〜一五件を扱っている。

設立当初以来、受任件数が増加している理由として、パブリック・デイフェンダー事務所の認知度が増したことを挙げることができる。もつとも、地元のソリシターを雇用した事務所もあり、その結果が反映していると指摘することもできる。

パブリック・デیفエンダー制度の構造については、以下の通りである。第一に、各事務所の所長が、事務所の運営と個々の事件の取扱い (conduct) についての責任者である。したがってこの限りでは、個人事務所と変わりはない。しかし所長は、パブリック・デیفエンダー事務所の報告書をCDSディレクターに提出しなければならない。また、パブリック・デیفエンダー・サービス全体の長がいて、この長の下に各事務所が置かれている。パブリック・デیفエンダー・サービスの長は、特に、専門職の水準を維持し、サービスの独立性を確保する責任を担う。具体的には、パブリック・デیفエンダーの行動規範をスタッフが遵守するように努めること、規範に関する基準を出すことなどとされている。CDSディレクターとパブリック・デیفエンダー・サービスの長、そして運営のための専門家、調査班のメンバーからなるパブリック・デیفエンダー・サービス・マネジメント委員会が、今後の方針などを検討する。このように、各事務所は、CDSディレクターとパブリック・デیفエンダー・サービスの長の下に置かれて運営されている。しかし、それぞれが具体的な事件の弁護方針に口を挟むようなことは考えられず、またパブリック・デیفエンダーが各事務所を転勤するというわけでもない。⁽²²⁾

イングランド・ウェールズのパブリック・デیفエンダー制度のもう一つの特徴的なところは、依頼者(被疑者・被告人)の評価を基に、その制度を評価しようとするところにある。依頼者(被疑者・被告人)に質問票に記入してもらい、その評価結果は公表されている。この評価によると、概ねどの事務所も、一(サービスも大変満足しているか (very satisfied))ないし二(満足している (fairly satisfied)) の評点を獲得していることが分かる。⁽²³⁾

また、パブリック・デیفエンダー事務所の費用については、Pontypridd、Chester、Darlingtonといった支部は別として、その他の事務所では、年間四二万ポンドから五二万ポンドの運営費がかかっている。二〇〇二—〇三年度の総額は、三
四七万ポンドである。

3 パブリック・デイフェンダー・サービス創設の意味

このように見ると、イングランド・ウェールズのパブリック・デイフェンダー事務所設立精神は、まさに、良質の弁護を提供することにある。また、注意しなければならないのは、パブリック・デイフェンダーはあくまでもソリシターのパブリック・デイフェンダーであつて、バリスターはこの対象にならないことである。かりに、バリスターについてパブリック・デイフェンダー制度の創設を考えるとすれば、それはイングランド・ウェールズにおける最大の変革の一つといつてもよいであろう。少なくとも現段階では、そのような動きも見られないし、また、考えられないことであろう。

いまだ、パブリック・デイフェンダー制度が設立された初期の段階であるため、事務所もアメリカ合衆国のパブリック・デイフェンダー事務所と比べると小規模にすぎない。また、事務所は全国的に配置されているわけではなく、必要に応じて、設置されているにすぎない。ソリシターの数と依頼者（被疑者・被告人）の需要などを考え、成功するための十分な基盤があるかどうかを検討した上で、設置のための明確な根拠が求められている。このように慎重に事務所を設置しようとする傾向には、これまでに示されてきたイングランド・ウェールズにおけるパブリック・デイフェンダー制度創設に否定的な見解が影響したことは、否定できない⁽²⁴⁾と思われる。

しかし、一方で、事務所の設置については、費用的な問題も絡むはずである。例えば、一九八七年に公表されたジャスティスの提案によるパブリック・デイフェンダー制度とは異なり、具体的な調査能力を十分に備えるモデルが、今回の設置で採用されているわけではない。設置された事務所は、街角で見かけるソリシター事務所と同じ外観であり、機能も同じものが想定されている。設立段階ということに注意を要するものの、これも、アメリカに一般的に見られるような、数千人、数百人のデイフェンダーを雇い、大規模なものになると扱う事件も専門化させたパブリック・デイフェンダー事務所とは異なる性格のものであると評価できよう。イングランド・ウェールズ型のパブリック・デイフェンダー事務所を表現するとすれ

ば、その最も説明すべき姿は、町中にある個人ソリシターによる事務所と同様の事務所である、と表現してよいであろう。また、法律扶助のもとの大部分の弁護サービスは、依然として、契約に基づく個々のソリシターに委ねられているといえよう。そして、そのような両者併存の制度的仕組み、すなわち混合制度 (Mixed System) が最良であるという意識は高いように思われる。そして、依頼者 (被疑者・被告人) には、どの制度を採用するのかという選択権が保障されているといふところに最大の特徴がある。

このように特徴づけられるイングランド・ウェールズのパブリック・ディフェンダー制度には、従来のイングランド・ウェールズの議論がそのまま現れている。むしろ、そのような議論の成果が、現在のパブリック・ディフェンダー制度を形成させていると評価することもできよう。そして、イングランド・ウェールズのパブリック・ディフェンダー制度の成果は、ひとえに、依頼者 (被疑者・被告人) の「選択」に委ねられているといつても、過言ではないであろう。この権利の保障は、法律扶助が発展してきたイングランド・ウェールズの伝統でもあり、また、アメリカ合衆国のパブリック・ディフェンダー制度と大きく異なる特徴である。しかし、一方で、司法過疎地域に設置されるという試みも行われている。したがって、現在のパブリック・ディフェンダー制度は、一口にイングランド・ウェールズ型パブリック・ディフェンダー制度とは表現しがたい特徴も併せ持つていることに注意を要するであろう。

また、注目すべきは、パブリック・ディフェンダー・サービスについて行われる調査プロジェクトの結果である。このような調査が行われるのは、パブリック・ディフェンダー制度の存在意義を厳格に判断していこうという意識・意欲の表れによるものであろう。歴史的に、パブリック・ディフェンダーの創設については消極的な意見が大勢であったイングランド・ウェールズでは、パブリック・ディフェンダー制度の設立以降にも、制度に厳しい目が向けられている。したがって、調査が行われる背景には、そのような歴史的事情があるように思われる。しかし、そのことにより、パブリック・ディフェンダーの質を高め、依頼者 (被疑者・被告人) の視点に立った弁護サービスを確立するという方向が模索されているといえるであろう。

四 おわりに

以上のように、イングランド・ウェールズの刑事法律扶助制度は、これまで検討してきたように、かなりの変化を遂げた。もつとも、その扶助総額は、二〇〇二―〇三年度で、約一〇億九五七〇万ポンドであるというから、その額は依然として莫大である。そして、その保障が、具体的な被疑者・被告人の権利を直接担保しているということは忘れられてはならないであろう。また、そのほとんどが、契約に基づくもの (General Criminal Contract) と刑事法院や上訴の代理 (Crown and high courts representation) とにつき、それぞれ五億一九六〇万ポンド、五五五二万ポンドとして保障されているというから、パブリック・デイフエンダー (三三〇万ポンド) や高額事件 (二四〇〇万ポンド) の保障は、割合としては少ないことにも注意を要するであろう。⁽²⁵⁾

パブリック・デイフエンダー・サービスを創設したことは、最も様変わりした部分である。パブリック・デイフエンダーとして活動する意欲のあるソリシターは、刑事弁護に意欲を示すソリシターであるはずであろう。しかし、パブリック・デイフエンダーは、国が直接雇用しているという理由から、依然として、その独立性に疑問があると評価する個々のソリシターもいる。パブリック・デイフエンダーが、依頼者 (被疑者・被告人) の信頼を勝ち取ることができるのか、そして、同業者であるソリシターとの間でも信頼関係を獲得することができるのか、今後の制度の発展のための重要なポイントになっている。

わが国では、現在進められている司法制度改革においても、被疑者段階から被告人段階にかけて一貫した公的弁護制度を創設することが、現実的な緊急の課題として取り組まれている。このような状況で、諸外国の動向を把握することは、何らかの意義があるろう。しかし、イングランド・ウェールズの刑事法律扶助の改革には、メリットとデメリットの両方の側面がある。比較の対象として見る場合には、これらの部分を、特にわが国の問題と照らし合わせて、慎重に考慮する必要がある

ことはいうまでもないであろう。

例えば、契約制度やパブリック・デイフェンダー制度の導入は、増えすぎた法律扶助費用をより有効に活用しているかという意図のもとに行われている。したがって、日本のこれまでの状況とは、国が費用を十分に出しているかという点で、その背景に大きな違いがあることを認識する必要がある。また、イングランド・ウェールズの制度的根幹は、依頼者（被疑者・被告人）の弁護士選択権が保障されていることであり、この点は日本の状況と大きく異なることを念頭に置く必要がある。さらに、CDSによる契約やパブリック・デイフェンダーの雇用は、すでに指摘してきたように、ソリシターを対象とするものである。パリスターは、契約や雇用に基づくことなく、法律扶助に基づく代理サービスを行っている。一方、日本の場合には、刑事弁護士制度を担う弁護士は、イングランド・ウェールズというソリシター、パリスター両方の役割を担っている。比較の素材として、イングランド・ウェールズの動向を考える上でも、この違いは明確に認識されるべきであろう。

しかし、その中でも、やはり参考とされるべき視点がある。すなわち、イングランド・ウェールズの新しい動向の根幹が、依頼者（被疑者・被告人）の視点に立って、その権利を保障するための良質のサービスを提供するということにある。この視点は、イングランド・ウェールズのCDSにおける基本理念であり、また、わが国においても、等しく参考にされるべき理念であろう。なぜなら、それはわが国でも保障される弁護士依頼権の考え方を具体化したものであり、同じ土俵に立つものと考えられるからである。

注

- (1) 岡田悦典『被疑者弁護士権の研究』（日本評論社、二〇〇一年）。
- (2) 岡田・前掲注(1)の成果を発表する段階で、パブリック・デイフェンダー制度の導入がイングランド・ウェールズでは否定されたと記述した（岡田・前掲注(1)二二六頁）。これは、議会で制度設立の是非が問われている過程で出版された著書の情報を元に記述をしたものである。しかし、その後、紆余曲折の末、イングランド・ウェールズではパブリック・デイフェンダー制度の創設が議会で認められた（詳しくは、小山雅亀『イギリス』刑事法律扶助制度の変容——一九九九年司法アクセス法を中心に——

森本益之ほか編・大野眞義先生古稀祝賀『刑事法学の潮流と展望』四五一頁以下〔世界思想社、二〇〇〇年〕参照。私の執筆段階は少なくともその後であり、情報不足により事実認識を誤ったことを、ここに改めてお詫び申し上げたい。本稿により、その不正確な記述を改めて補うこととした。

- (3) 小山・前掲注(2)の他には、村井敏邦「刑事法律扶助の課題」財団法人法律扶助協会誌編集委員会編『日本の法律扶助——五〇年の歴史と課題——』二六五頁以下（法律扶助協会、二〇〇二年）、小山雅亀「英国の公設弁護人制度——スコットランドにおける実験——」庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集『民衆司法と刑事法学』八一頁以下（現代人文社、一九九九年）、同『イギリス』の刑事法律扶助制度——近年の動向を中心に——西南学院大学法学論集三二巻一―号六一頁以下（一九九八年）などがある。
- (4) なお、本稿執筆に当たっては、刑事裁判の準備手続に関する研究で二〇〇三年一月末に渡英し調査した過程で、パブリック・デیفエンダー事務所を運営するソリシター、刑事弁護サービスの担当者にインタビューを行った。本稿は、その成果が反映されている。
- (5) Lord Chancellor's Department, *Modernising Justice: The Government's Plans for Reforming Legal Services and Courts*. Cm 4155 (Lord Chancellor's Department, 1998).
- (6) この経過については、岡田・前掲注(1)二二六―二三三頁、及び小山・前掲注(2)を参照されたい。
- (7) 民事法律扶助改革の動向に関する研究としては、我妻学「英国における一九九九年司法へのアクセス法(一)」、〔〕都法四一巻一―号四九頁以下（二〇〇〇年）、二―号五三頁以下（二〇〇二年）参照。
- (8) 以上のごとく詳くは、*See* Legal Services Commission, *A Practical Guide to Criminal Defense Services* (2002).
- (9) Legal Services Commission, *Legal Service Commission Annual Report 2002/03*, para. 3.6, HC743 (2003, The Stationary Office).
- (10) インタビュー・ウォークスにおける弁護人選択権に関する議論については、Lord Chancellor's Department, *Criminal Defence Service: Choice of Representative: The Government's Conclusions following Consultation* (2001) があそ。
- (11) Legal Service Commission, *General Criminal Contract* (2003). *See* http://www.legalservices.gov.uk/cds/general_criminal_contract_r10.pdf.
- (12) Legal Service Commission *Annual Report 2002/03*, *op. cit.*, paras. 3.31–3.33.
- (13) メンバーのリストは、リーガルサービス委員会のホームページ (http://www.legalservices.gov.uk/contract/cds/fraud_list.htm) に紹介されている。

- (14) この制度の導入に関する資料として、Lord Chancellor's Department, *Criminal Defence Service: Recovery of Defence Costs Orders—A Consultation Paper* (2000).
- (15) *Legal Service Commission Annual Report 2002/03*, *op. cit.*, paras. 3.23-3.24.
- (16) 具体的には、See Alistair G. Watson, "The Public Defence Solicitors' Office: The Background to its Introduction in Scotland", *Scottish Law Gazette*, pp.117-120 (1998).
- (17) *Code of Conduct for Employees of the Legal Services Commission Who Provide Services as Part of the Criminal Defence Service* (Legal Service Commission, 2001).
- (18) Lee Bridges, Ed Cape, Richard Moorhead & Avrom Sherr, *Methods for Researching and Evaluating the Public Defender Service* (2002).
- (19) Public Defender Service, *Review of the First of Operation 2001/02*, para. 6.1 (Legal Service Commission, 2002).
- (20) *Id.*, para. 5.11.
- (21) リーガル・サービス委員会のホームページの中にある「ブリック・ディフェンダー・サービスのページ」(http://www.legalservices.gov.uk/pdfs/document_library.htm)から参照可能である。
- (22) Public Defender Service, *Review of the First of Operation 2002/03*, paras. 5.4, 5.36. (Legal Service Commission, 2003).
- (23) *Id.*, para. 5.26. 評価は、質問票に「一から四までの四段階評価で、「一から大変よろしい」、「あまり良くない」、「良くない」といったレベル分けがされている。質問項目の中には、全体的な満足度の他に、「助けになったか・親しみやすかったか、手続の進捗を十分に知らせていたか、情報は理解しやすかったか、誰かにPDを紹介するか、自分の事件の結果が良くなったかどうか」といった項目に分かれている。事件の結果に対する解答では、各事務所の平均が一・五から一・九であったので必ずしも十分ではなかったことが窺われるが、それ以外の質問については、概ね一・一から一・四の範囲の平均となっている。
- (24) 岡田・前掲注(1)一九八一―二二六頁参照。
- (25) *Legal Service Commission Annual Report 2002/03*, *op. cit.*, para. 3.10.

〔付記〕 本稿は平成一四年度科学研究費補助金(若手研究(B))による研究成果の一部である。